

【意見募集対象資料】

「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(環境省告示)(案)の概要

水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号。以下「規則」という。)第1条の5第3項、第1条の6第3項及び第1条の7第3項に基づいて定める「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」は、それぞれに関し、以下のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

規則第1条の5第3項の規定に基づいて定める「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」については、以下のとおりとする。

環境大臣が定める化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分は、別表1の「業種その他の区分」の欄に示すとおりとする。

なお、工場又は事業場に係る污水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

業種その他の区分ごとに環境大臣が定める Cc 等の値の範囲は、別表1の「第6次におけるC値の幅」の欄に対象海域ごとに示すとおりとする(表1参照)。

ただし、工場又は事業場に係る污水又は廃液を処理する事業場に係る場合であって、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表1の「第6次におけるC値の幅」の欄に掲げる値の範囲内において Cc、Cco、Cci 及び Ccj の値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につき Cc、Cco、Cci 及び Ccj の値を別に定めたときは、この限りではない。

なお、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成13年環境省告示第74号)は、廃止する。

ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量に係る Cc、Cco、Cci 及び Ccj の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示の後に定められることとなる総量削減基本方針における目標年度 1の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

(2) 窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

規則第1条の6第3項の規定に基づいて定める「窒素含有量についての総量規制基準に

係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」については、以下のとおりとする。

環境大臣が定める窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分は、別表 2 の「業種その他の区分」の欄に示すとおりとする。

なお、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

業種その他の区分ごとに環境大臣が定める C_n 等の値の範囲は、別表 2 の「第 6 次における C 値の幅」の欄に対象海域ごとに示すとおりとする（表 1 参照）。

ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であって、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表 2 の「第 6 次における C 値の幅」の欄に掲げる値の範囲内において C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につき C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値を別に定めたときは、この限りではない。

なお、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 13 年環境省告示第 75 号）は、廃止する。

ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示の後に定められることとなる総量削減基本方針における目標年度¹の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

（ 3 ）りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

規則第 1 条の 7 第 3 項の規定に基づいて定める「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」については、以下のとおりとする。

環境大臣が定める窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分は、別表 3 の「業種その他の区分」の欄に示すとおりとする。

なお、工場又は事業場にかかる汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

業種その他の区分ごとに環境大臣が定める C_p 等の値の範囲は、別表 3 の「第 6 次における C 値の幅」の欄に対象海域ごとに示すとおりとする（表 1 参照）。

ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であって、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表 3 の「第 6 次における C 値の幅」の欄に掲げる値の範囲内において C_p 、 C_{po} 及び C_{pi} の値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につき C_p 、 C_{po} 及び C_{pi} の値を別に定めたときは、この限りではない。

なお、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成 13 年環境省告示第 76 号）は、廃止する。

ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_p 、 C_{po} 及び C_{pi} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示の後に定められることとなる総量削減基本方針における目標年度¹の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

表1 対象海域ごとの指定地域内事業場の範囲

	化学的酸素要求量に係る C_c 等の値の範囲の適用	窒素含有量に係る C_n 等の値及びりん含有量に係る C_p 等の値の範囲の適用
東京湾に係る 指定地域内事業場	指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。）別表第二第一号に掲げる区域内にあるもの。	
伊勢湾に係る 指定地域内事業場	指定地域内事業場のうち、施行令別表第二第二号に掲げる区域内にあるもの。	
大阪湾に係る 指定地域内事業場	指定地域内事業場のうち、 <u>環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令371号）別表第二号八に掲げる水域²（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの。</u>	
瀬戸内海（大阪湾を除く） に係る指定地域内事業場	<u>瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域に設置される指定地域内事業場のうち、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のもの。³</u>	<u>施行令別表第二第三号に掲げる区域に設置される指定地域内事業場のうち、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のもの。⁴</u>

1： 総量削減基本方針において定める目標年度は、平成21年度とすることを予定している。

2： 環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令371号）別表第二号八に掲げる水域とは、「和歌山市田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島松帆崎から明石市朝霧川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域」をいう。

3、 4： それぞれに示す指定地域内事業場の範囲は同一のものである。